

議長（門 瀧雄）

これをもって、3 番金井議員の質問を終わります。

次に、11 番尾崎忠義君。

議員（尾崎 忠義）

11 番、日本共産党町議会議員の尾崎忠義でございます。

私は、平成 25 年 6 月、多度津町議会第 2 回定例会におきまして、町長並びに教育長、そして各関係担当課長に対し、1、町学校給食共同調理場の改築及び改善について、2、県道丸亀詫間豊浜線（さぬき浜街道）及び県道多度津丸亀線の工事着工完成見通しと沿線通学路の雑草木の除去について、3、憲法 96 条改悪等についての 3 点を一般質問いたします。

まず最初に、町学校給食共同調理場の改築及び改善についてであります。

学校給食は、教育の一環としての実施状況は、全国的に一部を除き、ほぼ完全給食が実施されてきているところであります。運営方式は、各自治体ごとに異なり、単独校方式、共同調理場方式、直営、民間委託などがあり、それらが混在しているところもあります。

1985 年 1 月 21 日、中曽根内閣の臨調行革路線に沿って、当時の文部省は、学校給食業務の運営の合理化についてという通達を出しました。地域の実情等に応じ、パートタイム職員の活用、共同調理場方式、民間委託等の方法により、人件費などの経常経費の適正化を図る必要があるというものでありました。この合理化通達以後、学校給食の運営はどう変化したかを見てみますと、1985 年当時、学校給食の民間委託方式の状況は 4.4%でしたが、2008 年には 25.5%に、パート職員は 16%から 37.5%へ変化をしております。

また、近年、市町村合併を機に、小規模センターを大規模センターにまとめる動きもあり、センター化は 50.1%から 50.8%へと微増であります。合理化通達に添付された財務省の総括調査表によれば、人件費も 1 食当たりコストも民間委託の方がかなり低い、小規模施設を集約して規模を拡大することにより、調理員 1 人当たり調理食数を増やすべき、また民間委託では仕入れ段階から調理、運搬、洗浄に至るまで包括的委託とすべきなどとしております。運営の変化では、民間委託が約 6 倍に増えております。自治体により、財政事情、都市部か農村部かの違い、また首長の政治姿勢などにより、この合理化通達に沿った運営を選ぶか、学校給食法の本来の趣旨に沿った運営を選ぶかの違いが出ているわけであります。

ところで、1954 年に施行された学校給食法では、第 1 条、目的で学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものとし、第 2 条、目的で日常生活における食事についての正しい理解を深め、望ましい習慣を養う、学校生活を豊かにする、食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこととし

て、学校給食は教育の一環であるとの法的根拠が確立されているところであります。

これまで学校給食は、国のその時々の方針によってさまざまな問題を抱えてまいりました。歴史的に見ますと、今から 59 年前の 1954 年、アメリカの余剰農産物処理法を受け、日本はアメリカの余剰小麦を受け入れ、パン食の普及が図られました。また、私たちも脱脂粉乳ミルクが給食に出され、臭いにおいのするまずい牛乳を飲んで育ってきた世代の一人でもあります。

1955 年には、日本学校給食会を設立し、給食用物資を一元的に取り扱う方針を確立し、物資流通の大型化と集中管理システムによって統一献立、一括購入方式が推奨されてまいりました。食料の自給率は、カロリーベースで 39%、小麦は 8%という低さであります。給食用パンの原料となる輸入小麦の検体から有機リン系の農薬が検出される事件も起こったことから、子供たちには安全な地場産の小麦でパンをのべ声が広がり、埼玉、群馬、北海道、長野などで県産小麦 100%のパンが学校給食に供されるようになり、また佐賀、三重、山口、岡山などでも国内産の小麦、米粉等によるパン、うどんなどがつくられております。

輸入冷凍食品は、安価で調理の手間が短縮できることから、給食には大量に使われてきました。2002 年には、冷凍ホウレンソウから基準値を大きく超える農薬が検出され、大問題となりました。2008 年には、食中毒事件を起こしたギョーザ製造の中国天洋食品の冷凍加工品は、全国 587 校で学校給食に使われておりました。

また、農薬やカビに汚染された輸入米が食用に加工され、給食用食材となっております。

その他、1996 年の O157 事件は、学校給食で死者を出し、多数の発症者を出しました。学校給食での食中毒事件は、発生原因の特定が困難であること、被害が広範囲に広がることが特徴であります。

この結果、各地では子供と食の安全を守る取り組みとして、1、食品は鮮度が命、長旅してきた輸入食品より、地産地消の推進で地域の連携を深め地域経済の振興にもつなげる、2、食材は一括購入を避け、学校ごとに、または規模を小さくして購入する、3、手づくり献立をふやすために、調理場の施設、設備の充実を図る、4、栄養士の全校配置、栄養士、調理員、設置者、食べる側などの協議の場を持つなどの努力がされているわけであります。そして、食と農を守ることがおいしい安全な学校給食につながるように発展させていくことが重要であります。食の外部化、多様化が進展し、生活環境の変化、多忙化などから朝食をとらない家族がいることであります。個食など食習慣の乱れから子供の生活習慣病や肥満が見られ、栄養バランスの偏りなどが心身の発育に影響

響を与えているなど、大きな社会問題となり、食の教育が重要視されるようになってきております。

2004 年には、学校教育法の一部改正が行われ、栄養教諭制度ができました。2005 年には食育基本法の制定、2008 年には学校給食法の改正が行われました。学校給食法の改正では、新たに第 8 条、9 条、10 条が追加されたわけでありま

す。第 8 条の学校給食実施基準では、児童または生徒に必要な栄養量など、学校給食を適切に実施するために必要な基準を文部科学大臣が策定し、学校設置者が実施に努める旨を規定をしております。これに基づく 2009 年 4 月 1 日の通知による学校給食実施基準の施行については、魅力あるおいしい給食となるよう調理技術の向上に努めることであり、学校栄養管理職員の仕事は調理員と一体であることが想定されております。

続いて、第 9 条の学校給食衛生管理基準では、文部科学大臣、学校設置者、学校長の責任事項を定め、2009 年 3 月 31 日、告示第 64 号学校衛生管理基準では、教育委員会、保健所等とともに、衛生管理の実態把握、改善措置など細かく規定をし、調理員の研修、献立ごとの作業工程表、作業動線図の作成、作業前の確認などが義務づけられております。このことにより、学校給食法の第 1 条、第 2 条に明記されているように、学校給食は栄養補給のための給食にとどまらず、学校教育の一環であるという趣旨がより明確となり、給食を生きた教材として、食育を推進する上で重要なポイントとなるものであります。

そこで、かねてから懸案事項であった施設として、去る 5 月 28 日火曜日午後に、行財政改革特別委員会では、町学校給食共同調理場の施設見学を実施し、参加をして現場を見てまいりました。

そこで、お尋ねをいたします。

1 点目は、昭和 55 年に建設以来、築後 32 年経過しており、施設内の相当な老朽化が進んでおり、改築の必要があるが、当面思い切った修理、修繕を早急に実施すべきと思うがどうか。

2 点目に、具体的には、1、天井のつり金具の点検で落下防止柵をとること、2、配管の損傷修理、3、冷凍庫の購入、4、フロアの修理、修繕、5、換気扇の改善。

3 点目に、夏場では 40 度以上の高温となり、空調設備もなく、施設全体のクーラー化で職員の職場労働条件の改善が急がれるがどうか。

4 点目に、場所が狭く、2 時間以内に調理しなければならず、そのために、時間差で業者の材料仕入れ時間を調整して職員が苦勞されており、改善策はないのか。

5 点目に、最近県下での学校給食での異物混入が相次いでいるが、過去 5 年間

に多度津町では5件発生しているとのことであるが、どのような状況であったのか。また、事後どのような対策をとっているのか。

6番目に、改築についての見通しはどうか。

6点をお尋ねをいたします。

次に、県道丸亀詫間豊浜線、つまりさぬき浜街道及び県道多度津丸亀線奥白方工区の工事未着工区の完成見通しと沿線通学路の雑草木の除去についてであります。

白方地区内における見立、西白方地区内でのさぬき浜街道としての県道丸亀詫間豊浜線は、弘田川JR架橋工事は部分的に着工し、進行しつつありますが、なかなか目に見えて工事が進捗をしておりません。また、県道多度津丸亀線の奥白方工区も下池まで開通しておりますが、残り湯戸の口峠まで工事が中断をしております。地元でも具体的な話し合いが中断し持たれていないままであります。最近では、通学、通勤時には、車両の通行が増加してきており、両県道とも防災と緊急避難、通学時の安全のためにも早期開通の実現が望まれます。両道の工事の現況と見通しについてお聞かせください。

また、6月にも入り、梅雨入り宣言があった中で、未工事実施区域内の通学路では雑草木が繁茂し、両側の通学路白線が隠れて見えなくなっており、そのために道路は狭くなり、通学児童には対向車両の行き交う通学時には特に危険であります。中でも、見立地区第3踏み切り交差点信号機から奥白方下池までの約1.8キロメートルの沿線の歩道及び道路際には、草木の繁茂により歩行が困難でもあります。また、梅雨時期のこれからはマムシの発生により極めて危険でもあり、また毒ガの発生原因ともなります。沿線の果樹農家でも雑草木の繁茂により、害虫の発生での被害のおそれを心配して訴えておられます。海側の県道丸亀詫間豊浜線でも、自転車通学の中高校生が雑草木の繁茂により車の通行との競合で危険との隣り合わせで通学をしております。また、見立地区第3踏み切り付近での交差点の信号機も、車で横断する地元地区住民も車からおりて一々押しに行かねばならず不便を強いられております。せめて、三豊市の久保谷津嶋神宮交差点並みに感知式信号機の設置を強く要望されているところでもあります。このようなことから、県に対しても早急に雑草木処理の申し入れ、また感知式信号機の設置などの申し入れを行い、安全・安心して通学、通勤、畑へ行ける対策として取り組むべきであるので、県及び町当局の考え、対策をあわせてお聞かせください。

最後に、憲法96条改悪などについてであります。

今、憲法を考えるとということで、関連書籍がふえ、憲法書籍の売り上げが伸びているということでもあります。現在、戦争を知らない世代が80%を超えておりますが、私の父は84歳で亡くなり、既に21年が経過しようとしております。

明治 42 年 10 月 10 日生まれの私の父は、海軍に 2 回の召集で、重巡洋艦妙高、総排水量 1 万 5,000 トンに乗艦をし、条約型重巡洋艦 18 隻の死闘で、修羅の海から奇跡の生還を遂げた体験を赤裸々に語った生き証人の一人でございます。当時、日本海軍は夜戦に重点を置き、大型艦も近接戦闘を得意としたわけであります。そして、日本の重巡洋艦は、水上戦闘、砲撃、護衛任務、ほとんど一手に引き受け、水上部隊は戦艦部隊が行うのが建前であったのですが、太平洋戦争ではその機会はほとんどなく、海上戦闘の全ては重巡部隊が中心となって行われたわけであります。重巡部隊の編成は、第 4 戦隊、高雄、愛宕、摩耶、鳥海、第 5 戦隊、那智、羽黒、妙高、第 6 戦隊、青葉、衣笠、加古、古鷹、第 7 戦隊、最上、三隈、鈴谷、熊野、第 8 戦隊、利根、筑摩、第 16 戦隊、これは昭和 18 年ですが、青葉、足柄ほか軽巡 2 隻、第 21 戦隊、これは昭和 17 年、那智、足柄と摩耶、軽巡 2 隻での編成であり、重巡洋艦部隊が 5 隊とこれに従って、また支援のために 5 つの部隊が編成され、昭和 17 年 3 月までに 3 隊の重巡部隊、合計 11 隻が太平洋上の上陸作戦を支援し、第 7 艦隊はマレー、スマトラ、及び西部ジャワ方面の護送に従事したわけであります。私の父の乗艦し所属していた第 5 戦隊は、那智、羽黒、妙高の 3 隻であり、フィリピン、セレベス、及び東部ジャワ方面で任務についていたとのことでございます。

以下は重巡洋艦の生々しい戦記であります。

まず、太平洋戦争の初期でございます。これは、昭和 16 年 12 月から昭和 17 年 5 月にかけてであります。スラバヤ沖海戦、これが 2 月末に行われました。その中でも、通商破壊任務、これは昭和 17 年 1 月 4 日にこの妙高が被弾をし、妙高 1 隻だけが B17 の 8 機により、マララグ湾にて爆撃を受けて損傷し、35 名の死者、85 名の重軽傷者が出ました。後に佐世保で修理したことであります。

その後に、ミッドウエー海戦、アリューシャン作戦も含むということで、この 2 つの任務として空母の直接護衛と間接護衛に当たったわけでございます。第 2 艦隊、第 4 戦隊、第 5 戦隊の妙高、羽黒が攻略部隊の中心であったと言っておりました。

ガダルカナルをめぐる諸海戦が、その次にあります。第 1 次ソロモン海戦、これは昭和 17 年 8 月 8 日から 8 月 9 日、第 2 次ソロモン海戦、8 月 25 日、その後南太平洋海戦として、前進部隊 6 隻と機動部隊 5 隻の編成、戦艦と重巡、妙高は 6 隻の中の 1 艦でありました。そして、第 3 次ソロモン海戦、これは 11 月 12 日から 11 月 13 日に実施され、第 1 回目の飛行場砲撃での上陸作戦の支援に当たったわけでございます。そしてまた、11 月 15 日も同じような交戦しております。

次に、太平洋戦争の中期になります。昭和 17 年末から 19 年 5 月。アッツ島作戦、これは昭和 18 年 3 月 26 日に交戦をしております。アッツ島支援に妙高と羽黒がいきました。第 5 艦隊に増強、増援されましたが、その前にアッツ島守備隊の全員玉砕が報じられたわけでございます。その次に、ブーゲンビル島沖海戦、昭和 18 年 11 月 1 日です。この第 5 戦隊の妙高と羽黒はアッツ支援のかわりに北部ソロモン方面に進撃していたとでございます。敵駆逐艦の襲撃を受け、回避中にこの妙高と初風、駆逐艦が衝突をし、この初風が撃沈をされてしまいました。

次に、ラバウル第 1 次の空襲がありました。その当時、妙高と羽黒はラバウルを引き揚げていたそうでございます。ギルバート攻略、これは昭和 18 年 11 月に行われました。マリアナ沖海戦、昭和 19 年 3 月 19 日には、マリアナの七面鳥狩りの悲劇がここにありました。レイテ沖海戦、この海戦後に生き残った重巡洋艦は妙高と羽黒の 2 隻のみで、シンガポールへ行ったわけでございます。そこで、バラワン沖の悲劇が起きました。これは昭和 19 年 10 月 24 日のことでした。妙高がシブヤン海において空母機の雷撃を受け、艦尾が大破して、シンガポール沖に後退命令を受けたわけでございます。その後、マサマール沖海戦。

最後に太平洋戦争の末期、これは私が生まれた昭和 19 年末から終戦にかけてのことでございます。妙高は、後部を削りとられていたので、航行不能で就航できなかったわけでありましたが、昭和 20 年 7 月、港内停泊も安全でなくなり、妙高と高雄は行動ができないように破壊されて放棄されたわけであります。この 2 隻のみが戦争の末期に残った 18 隻の重巡の最後のものであったわけでございます。重巡部隊の没落の最大のものは、昭和 19 年 10 月 23 日未明から 10 月 25 日午後までの 60 時間に及ぶ戦闘で、6 隻が沈没、6 隻が撃破、残りの 2 隻はその損傷から再び立ち上がることができなかったわけであります。

レイテ沖作戦は、その受けた損害の割合で推定すると、重巡部隊にとってはほかのどの艦種よりも大きな悲劇であり、軽巡や駆逐艦も大損害を受けたが、重巡ほどではなく、重巡部隊の壊滅とともに日本海軍は全滅をし、日本は崩壊し、敗戦を迎えたわけであります。

私の父は、重巡妙高に乗っていたため、幸運にも九死に一生を得て生き延びたことができ、私たちを含め、常々生前に周囲の人たちに語っていたことは、もともと戦争は理不尽なものであり、戦争という人間の争いはむごいものだ。特にバラワン沖のシブヤン海において、敵の空母機の雷撃を受け艦尾が大破し大火災を発生し燃料が海一面に流れて三日三晩燃え続けたとのことでした。雷撃による衝撃で艦尾にいた兵士は飛ばされて、海に投げ出され、燃え盛る火の海に沈んでいったことを目の前にしたことであります。艦尾周辺でのそこには、

二目と見られぬ阿鼻叫喚の地獄絵図があり、全身が真っ黒になった死傷者が折り重なって横倒しになり、甲板は赤黒い血で覆われていた。傷口の痛みにもうめく者、既に息絶えている者、虫の息の者、手足のちぎれた者、腹をえぐられた者など、死屍累々で歩けないほどの死傷者、あすは我が身であると、むごい死のふちに立って、死傷者の救出に当たって身震いをしたとのことでした。父は、この悲惨な戦争体験から、二度と戦争を起こしてはならない、させてはならないと耳にたこができるくらい繰り返し訴え続けてまいりました。

その父が、復員後、幼少の私が見たものは、厳しい訓練で耳が潰れた姿であり、また当時熱帯地方である南方ではマラリアが発生しており、そしてそれに感染をし、それがもとで脳障害を起こし、普通の人生を送ることができなかったため、私たち家族は大変苦勞したわけであります。終戦直後、父の兄弟、4家族が、満州、中国から命からがら引き揚げてきて、私の家に疎開して、25 人もの同居家族として生活をし、1 日に 7 升の食事を賄って窮乏をしのいだわけがあります。

私の両親を初め、そのいとこの両親たちも既に他界をし、一緒に住んでいたいとこたちも他界をしたり、疎遠になり、現在に至っております。

戦後 68 年、この大戦の恐ろしさ、悲惨さを後世に体験を語り継ぐ人が亡くなり、今戦争を知らない政治家たちが憲法改悪を企てていることを思うと、胸の痛む思いであります。私は、父の無念の思い、二度と戦争を起こさせてはならないというこの不戦の誓いと願いの意志を次いで、我が多度津町でも毎年 5 月 3 日憲法記念日に平和コンサートと講演会を開催、ことしで 7 年、7 回目の実施に参加、協力してまいりました。今まであの忌まわしい戦争の多くを語らない教師であった主催者の高口先生も、また戦争体験者の一人であり、神奈川県の大磯の陸軍兵器学校での最後の軍歴のある唯一の軍生、つまり陸軍生徒だったそうであります。

戦争は悲惨であり、地獄を見た体験や国民総動員によって個人生活のプライバシーは全てなくなっていたと語り、教師の立場からも、二度と子供を戦場へ送ってはならない信条のもとに、文化的、経済的な発展は憲法 9 条があったからこそというわけで、高齢、病身にもかかわらず、憲法九条を守る会多度津の中心メンバーの一人として活躍されております。

今、自民党や維新の会などが憲法改定を参議院選挙の争点にしようとしております。改憲派の一番の狙いは、9 条を改定して、国防軍をつくり、日本をアメリカとともに海外で戦争ができる国に変えることであります。安倍首相の憲法改定には大問題があります。

また、橋下大阪市長の従軍慰安婦は必要であったなどの人権無視、歴史逆行の発言にも大問題があります。これらは、1、国会が改憲を発議する条件を国会

議員の3分の2以上から過半数に、96条の改定は単なる手続論ではありません。憲法は、主権者である国民が、その人権を守るために国家権力を縛るためのもの。

ですから、時の権力者の都合で変えられないように改正に条件を普通の法律より厳しくしているわけであります。改憲のハードルを下げるのは憲法を憲法でなくしてしまう禁じ手であります。2点目に、自民党の改憲案では、基本的人権を不可侵の永久権利とした97条を全文削除する。表現、結社の自由を含む基本的人権を公益、公の秩序の名のもとに制限する。戦前の大帝国憲法への逆戻りであります。3点目に、安倍首相は、過去の侵略と植民地支配を国策の誤りと認めた1995年の村山談話の見直しを言っており、侵略定義は定まっていない。どちらから見るかで違ふとまで言っております。これはアジアへの侵略戦争を正当化するもので、憲法前文で再び戦争を起こさないと決めた戦後政治の原点の否定であります。

そこで、お尋ねをいたします。

第1点目は、参議院選挙の争点の一つである歴史的な逆行である自由民主党日本国憲法改正草案及び現行憲法96条改定についての町長の見解を伺います。

2点目に、地方自治では、役割を狭め、道州制、これは自民党改憲草案の93条でございます、これを規定をし、現行憲法が保障する地方自治そのものの破壊であり、住民自治の否定するものであり、町長の見解を伺います。

以上、3点について、町長及び町当局の答弁を求め、私の一般質問を終わります。

町長（丸尾 幸雄）

尾崎 忠義議員ご質問のうち、憲法96条の改定についてと道州制についてであります。この2点とも国の立法機関である国会で議論されることであります。私ども地方行政の立場としては、国会での議論の動向を見ていくしかないと考えております。国会における各政党間での熱戦を期待しているところでございます。多度津町長としての見解は以上ですので、ご理解賜りますようお願いを申し上げ、そのほかのご質問に対しましては教育長を初め、各担当課長より答弁をしてまいります。

教育長（田尾 勝）

尾崎議員の学校給食共同調理場の改築及び改善についてのご質問にお答えいたします。

まず、第1点目の大規模な修理、修繕の実施については、先ほど小川議員に対する答弁の中で一部述べさせていただきましたが、近い将来給食センターの民営化を考えるに当たっては、当町の場合はご指摘のとおり、施設そのものが経年劣化により老朽化している状態での民間委託については難しいため、施設の

更新とセットで検討する必要があると考えておりますことから、現時点で施設の大規模な修繕に予算を投入することは難しいのではないかと考えております。

2点目の天井つり具、金具の点検で、落下の防止柵をとることを初めとする複数の改善策については、把握はしているものの、現在たちまち業務に支障が出るようなものであるとは認識しておりません。しかしながら、今後できる範囲において、事前の対応を心がけてまいりたいと考えております。

3点目の施設全体の空調設備については、これもさきにお答えいたしましたとおり、現段階で現施設については物理的に難しいと考えているところから、スポットクーラーの増設で対応してまいりたいと考えております。

4点目の2時間以内に調理する必要から時間差で業者の材料仕入れ時間の調整に苦慮していくことへの改善策はとのご質問でございますが、学校給食法の中の学校給食衛生基準の中では、2時間以内に調理するというのではなく、調理後2時間以内に喫食するという基準があると考えております。その基準にのっとり、調理、温度管理、配送のできるよう進めているところであります。なお、当センターには、2,300食の食材を一度に保存する冷蔵庫がないため、食材によっては仕入れ時間の調整を行うことはやむを得ない運用であることをご理解いただければと存じます。

5点目の過去5年間の当町における異物混入事案については、ご指摘のとおり5件の発生がございました。

内容については、1件目は平成21年9月14日すいとん汁に約5ミリ大の青色のプラスチック片が、2件目は同10月6日アーモンド揚げパンに約4ミリの細い金属繊維が、3件目は平成22年6月21日野菜のゴマ酢あえに細い合成繊維が、4件目は平成23年6月2日御飯に2から3ミリのビニール樹脂の破片が、5件目は平成25年2月6日ツナと野菜のからしゴマあえに木片が混入していたものであります。

児童の喫食前に判明したものは事前に給食を中止、また喫食中に判明したものについては、即座に給食を中止し、代替食としてパンを配付しました。いずれの場合も、直ちに調査を進めた中で、原因が特定できたものは3件だけで、あとは原因の特定に至ることができませんでした。

これら5件の事案が発生したときには、児童の下校にあわせて、保護者宛てに事案の説明の入った謝罪文を持ち帰らせております。いずれの事案についても、児童への健康被害は出ておりません。

6点目の改築についての見通しについては、1点目の答えと関連がございますが、改築となりますと予算的な裏づけも必要なことから、今後関係課、特に総務課の財政部局との協議の中で検討を進めてまいる必要があると考えており

ます。

いずれにいたしましても、議員の質問の中にありましたように、子供にとって単なる栄養補給だけというような捉え方ではなく、学校教育の一環として、食育を推進する上で最も重要となるものが学校給食であるという大前提を決して忘れてはならないと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

建設課長（島田 和博）

失礼します。

尾崎議員のご質問の２点目、県道丸亀詫間豊浜線、さぬき浜街道、及び県道多度津丸亀線の工事見通しと沿線通学路の雑草木の除去等についてお答えをいたします。

まず、両県道の進捗状況ですが、県道丸亀詫間豊浜線、さぬき浜街道につきましては、平成 24 年度には上部桁の作成中で、今年度予讃線海岸寺駅付近の上部桁を架設予定でありまして、来年度以降には弘田川の上部桁製作架設、平成 27 年度以降におきましてトンネル工事の着手、完成年度といたしましては暫定 2 車線での供用開始を平成 30 年代前半と予定をいたしております。

また、県道多度津丸亀線の奥白方工区につきましては、下池部分、上池部分との間のはこらの問題等で、構造線形等、土木事務所のほうで再検討をしておりますけれども、今年度地元に対し提示をして、その了解が得られれば早期着手ができると考えております。

通学路の雑草木の除去につきましては、冒頭渡邊議員のご質問の答弁でも申し出ておりまして、尾崎議員の部分につきましては奥白方部分でございますが、大変我々としても安全面、現状の危惧をいたしておりますので、早期の着手をしながら、今後とも管理面の充実、早期改良要望をしまいたいと考えております。

また、見立第 3 踏み切り部の交差点信号につきましては、再三我々といたしましても申し入れはしておりますけれども、県警基準の中、現状での形式にとどまっております。

今後とも継続的に申し入れを行っていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いをして、答弁とさせていただきます。

議長（門 瀧雄）

以上で尾崎議員の一般質問に対する答弁は、町長、教育長、担当課長からありました。尾崎議員、再質問があればお受けいたします。

議員（尾崎 忠義）

学校共同調理場の改築及び改善でございますが、5 点目に異物混入の件でございますが、具体的にこの 5 件あったのはどこの学校かというのを教えていた

だきたいと思います。

それから、県道丸亀詫間豊浜線については、7月20日から既にもう夏休みになります。それまでには緊急を用いておりますので、早期着工の時期ですね、これを具体的にどの時期かというのをお知らせいただいたらと思います。

それから、先ほど言いました見立の感知式信号というのは、前回も言いましたが、非常に危ないので、あそこは通学路でもありますし、子供は渡るんでも赤信号でも突っ込んでくるということなんで、押しボタンを押してでもまだ車が通勤途中で突っ込んでくるということ、命からがらのあれなんで、特に車で出入りする人はわざわざ押していても時間的なあれがないということで、これも引き続き継続で申し入れをするということでございますが、ぜひこれは実現をしていただきたい。

それから、奥白方工区は今年度提示して、早期提示をするということでございますが、先ほども言いましたように、通学路が非常に危険だからぜひこれは県の予算の関係もありますが、ぜひ早急に実現するようにお願いしたらと思います。

それから最後に、町長が言いました憲法問題について、国会での議論に待つものと逃げておられますが、そうでなくて私は町長個人の意見が、見解が、本当にこういう憲法でいいのかということをお伺いしたんです。というのは、今非常に憲法改正によって国の形が変わってしまう、ご存じのとおり、TPPの問題にしろ、消費税の問題にしろ、原発にしろ、全く政治が逆の方向に行きよるということで、地方行政とのかかわり合いで、国との関係でやはりここら辺が地方行政に携わるトップがそのちゃんとした姿勢を持たない限りは、非常に危険な方向に行ってしまうということでお伺いしたので、ぜひ町長の個人的な見解をお願いしたいということで、3点よろしくをお願いします。

建設課長（島田 和博）

失礼します。

尾崎議員の再質問に関しまして、1点目、県道、多分丸詫線と多度津丸亀線の両方の昨年のご質問のあった部分、私も承知はいたしておりますが、県のほうに聞きますと、一括した業者選定をしておるということで、私のほうとしては、現状を香川県も熟知しておる中では、もう少しあの2件だけでも早く入札ができないかということも申し上げておりますが、やはり入札過程の問題の中で、多度津だけではございませんので、どうしてもやっぱり今の時期になってしまう。去年も申し上げましたが、早くしないと尾崎議員が申されているように夏休みが来るわけです。

ですから、年2回ぐらいのときでは問題がなかったんですけども、やはり1回という中で、梅雨を過ぎますとさき刈つつたらまた後で生えてくるとか、

いろんな関係上、ですが危険性は認めるということでございましたので、今回も渡邊議員さんのご質問のときにお話し申し上げましたように、先週業者が決まったということでありまして、今週、今日か明日に契約されるということでありましたので、とにかく早く現状を見よる中で早く対処してくれというのをもう一遍県に要望いたしますので、ご了解をいただけたらと思います。

そして、もう一点の先ほどの浜街道の第3踏み切り付近の信号機に関してですが、なかなか県当局といたしましても、そういう要望があったのは我々も知っておりますし、町としての要望もしておるんですけど、やはり県警基準の中の規制の中の信号の取り付けでございまして、あそこの三豊市付近の感知信号をこちらの何で同じような形態でできないかというのを我々も関知しておりますので、できるだけ早い対策ができるよう、もう一度要望してまいりたいというように思っております。

それと、奥白方についても、いろいろ候補検討の中で地元とキャッチボールしながらやっておるというのが現状でございまして、奥白方工区についての事業体が県の単独費の事業体となっております。もう一点の道福寺付近の件に関しては、交付金事業ということの中で進めておられるようです。ですが、もう進捗率として、そういう安全対策面、非常に危惧される区間でございますので、なお一層の要望をしてまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。回答にかえます。よろしく願いいたします。

町長（丸尾 幸雄）

尾崎忠義議員の再質問にお答えをしてみたいです。

この議場の中で申し上げられることは、私が多度津町長の立場で、また個人的なことでありまして、多度津町の行財政にかかわること、またまちおこし等それぞれ私の範疇にあることの個人的な見解ならお話ができると思っております。今、先ほど申しましたように、国会の中で、立法機関の中で議論をされていますこと、これは私ども町の範疇にはないと考えておりますので、当然町長の立場でもまた私の個人的な見解もお話することではないと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

教育長（田尾 勝）

尾崎議員の再質問にお答えします。

異物混入事案についての5件の内容をということで、学校名をお答えします。多度津小学校で5件のうち4件、事案が発生しました。白方小学校で5件のうち1件、事案が発生しました。

以上です。

議長（門 瀧雄）

尾崎議員さんよろしいですか。

議員（尾崎 忠義）

最後にじゃあ。

先ほどの浜街道が完成するためには、非常に地元の人も協力をし、地元優先にならなければならないこの県道でございますので、ぜひこれは早期の実現ということで要望したいと思います。

それから、町長、国会問題なんですけど、ぜひこれも要望に、町長個人に要望するのもおかしいんですが、ぜひこの憲法改定が現行憲法をやっぱり守っていくということで、ぜひこれは強く町長の信念として推し進めていっていただきたいと思います。

それから、学校給食の異物混入の件については、多度津小学校が4件で、白方小学校が1件ということで、何か偏ってそこに事案が発生したということについては、ちょっともう少し具体的な説明をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（門 瀧雄）

要望でよろしいんですか。

議員（尾崎 忠義）

いやいや、最後、給食の分だけ。事案、多小に4件も集中して、5年間も。

教育長（田尾 勝）

尾崎議員の再質問の再質問にお答えします。

今、多度津小学校で4件、白方小学校で1件、その発生した事案の偏りがあるのはどうしてかということについてなんですけども、正直言ってデータ見たときに、そういう4件と1件だったなあというだけの認識で、その背景なんかについては分析することはできないし、なぜそうなったのかということについてはお答えすることはできません。結果的にそういう形になったんじゃないかというふうに考えております。

以上でおいて構わんですか。